

県道新潟村松三川線新設工事(新潟県新潟市下山 1 丁目及び下山 2 丁目地内)
及びこれに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成15年 3 月17日に新潟県より申請のあった県道新潟村松三川線新設工事（新潟県新潟市下山 1 丁目及び下山 2 丁目地内）及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

本件事業のうち県道新潟村松三川線新設工事（以下「本体工事」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第 3 条第 1 号に掲げる道路法（昭和27年法律第180号）による道路に関する事業に該当する。また、本体工事に伴う附帯工事は、本体工事の施行に際して一時的に必要とされる用地の掘削工事であり、本体工事に欠くことができないものであるから、土地収用法第 3 条第35号に掲げる施設に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について

県道新潟村松三川線は、道路法第 7 条の規定により新潟県知事が新潟県道に認定した路線であり、新潟県は、同法第15条の規定により同路線の道路管理者であることから、新潟県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

(1)申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、新潟空港へのアクセス機能の向上を図ること等を目的として、日本海沿岸東北自動車道新潟空港インターチェンジから一般国道 7 号新新バイパス一日市インターチェンジを経由して新潟空港へ接続する一般国道113号に至る延長5,120mの県道（以下「新潟空港アクセス道路」という。）を新設する新潟空港アクセス道路事業のうち、第 2 期整備計画に位置付けられている新潟県新潟市下山 2 丁目地内の一般国道113号との接続点から新潟県新潟市津島屋 8 丁目地内の市道東 3 - 508号線との接続点までの延長約1,820mの区間（以下「本件事業区間」という。）について、道路構造令（昭和45年政令第320号）第 4 種第 1 級の規格に基づく 4 車線の県道の新設工事に係る事業である。新潟空港アクセス道路については、本件事業区間を除いた日本海沿岸東北自動車道新潟空港インターチェンジから新潟県新潟市津島屋 8 丁目地内の市道東 3 - 508号線との接続点までの延長約3,300mの区間（以下「第 1 期整備計画区間」という。）は、平成 9 年度に供用開始されている。

本件事業の施行により得られる公共の利益については、本件事業の完成により、平成9年に供用開始された第1期整備計画区間と一体となって、日本海沿岸東北自動車道新潟空港インターチェンジと新潟空港へ接続する一般国道113号に接続が図られることから、県内各都市、首都圏方面からの所要時間が短縮されることにより、新潟空港へのアクセスが改善されると認められる。

さらに、新潟空港アクセス道路の整備により交通容量の拡大が図られることから、平成9年11月に新潟県を含む新潟県道路交通渋滞対策協議会が公表した新潟県第3次渋滞対策において主要渋滞ポイントとされている一般国道113号松浜西詰交差点の交通渋滞が緩和されると認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

なお、本件事業の事業計画は、平成13年7月30日に都市計画決定された事業であり、事業計画の基本的内容は、当該都市計画と整合しているものである。

(2) 申請事業の施行により失われる利益について

一方、新潟空港アクセス道路整備事業は、県道の新設事業であり、その延長が5,120mであることから、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定める環境影響評価の実施を義務付けられていないが、本件事業の施行により失われる利益として、道路供用後の周辺的生活環境への影響が考えられる。しかしながら、本件事業の周辺は、過半が住宅地として土地利用されているものの、住宅地として土地利用されている区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による市街化調整区域に区分された区域であることから、高度な土地利用が見込まれない。また、自動車騒音については、本件事業が接続する新潟市内の一般国道113号の騒音値が騒音規制法（昭和43年法律第98号）に定める自動車騒音に係る許容限度の範囲内であること等から、周辺的生活環境への影響は小さいと考えられる。また、起業者である新潟県は、自動車騒音に係る許容限度を超えた場合には、遮音壁等の所要の施設を設置することとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと判断される。

(3) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、平成13年に新潟県が策定した新潟県長期総合計画（新潟・新しい波）に基づき平成17年度中の完成、供用開始を目指すとしている。

また、新潟空港の利用者は、平成11年度には対前年度比109.9%、過去最高の約129万人となり、平成13年度においても前年度比101.3%と今後も増加が見込まれるため、新潟空港アクセス道路は、新潟空港へのアクセス道路としての機能を果たすことが期待されている。これらのことを踏まえると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本体工事により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、その余の部分は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。